

消費者問題に関する特別委員会

平成 26 年 11 月 5 日（水曜日）

○委員長（佐藤ゆかり君） 消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○太田房江君 自由民主党の太田房江でございます。

本日は質問の機会をいただき、本当にありがとうございます。時間が限られておりますので、早速質問に入ります。

まず、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案に関してですが、この一部改正案につきましては課徴金導入の在り方が一番関心の高い点となっております。この点につきましては当委員会でも既に相当時間を掛けて審議が行われてまいりました。本年 6 月 6 日に成立をいたしました改正景表法の附帯決議には、課徴金についての賦課要件の明確化や減算・減免措置の必要性、また、事業者の経済活動を萎縮させることがないように配慮するということが盛り込まれたところでございます。

今回提出の一部改正案は、これらを十分踏まえて、さらに、消費者の被害回復の観点も明らかにされた内容になっていると考えます。私は、こうしたことを十分目配りした法案の検討を求めてきた者として、今回、有村大臣のリーダーシップの下、関係者の意見も十分踏まえつつ検討が進められまして、速やかな提出に至ったことを高く評価したいと存じます。

さて、消費者庁は、消費者行政のかじ取り役として、消費者が安全、安心、そして豊かに暮らすことができる社会の実現ということを使命といたしておりますけれども、そのためには、まず消費者被害の実情を正確に把握するということが不可欠であります。大臣の所信的御挨拶にもありましたとおり、平成 25 年度の消費者白書は 2013 年の消費者被害、トラブルによる損害額を約 6 兆円と推計しておりますけれども、これは家計支出の 2%に相当する大きな額でございます。

そこです、最近の被害、トラブルの実情あるいは傾向についてお伺いをいたします。

○政府参考人（河津司君） お答え申し上げます。

全国の消費生活センターに寄せられております消費生活相談でございます。平成 25 年に約 94 万件となっております、9 年ぶりに前年度から増加をしております。

その中で、まず高齢者に関する相談でございますが、約 27 万件と三割程度を占めております。この背景といたしましては、電話勧誘販売によるトラブルが増加をしているということがございます。

それから、障害者に関する相談件数も増加傾向にございまして、これも 25 年度で約 2 万件を超える状況になってきております。

それから、子供に関する相談でございますが、こちらの方は、数は少ないんですがございますけれども、事故に関する相談も寄せられてきております。中には、保護者の思いも寄らないような子供の事故というのもございます、例えばで恐縮でございますが、ボタン電池を飲み込みまして、これが食道に貼り付き、電流が流れることによって穴が空いてしまうというような大変痛ましい事故も発生をしているというような状況でございます。

○太田房江君 ありがとうございます。

子供たちが痛ましい事故に遭ったという御報告もございました。私は、子供たちは社会の宝、未来への夢というふうに大阪府知事の時代に申し上げてまいりましたけれども、今のボタン電池の誤飲による事故、これは、飲み込みますと放電をいたしますので、食道に穴が空いたり潰瘍ができたり、下手をしますと死亡事故に至るというような痛ましいものでございます。また、死亡事故まで起こったブラインドのひもによる窒息事故など、いろいろな報告が消費者庁に寄せられております。

こういった子供たちが被害者となった事故に対しまして消費者庁はどのように対応をしておられるのでしょうか。また、事故からの教訓を得て、痛ましい事故を二度と起こさないために消費者安全調査委員会の機能を積極的に活用する必要があるというふうに考えますが、十分な取組は行われているのでしょうか。

○政府参考人（河津司君） 消費者庁におきましては、子供の事故防止を図るために、先ほどのボタン電池の誤飲でありますとか、あるいは子供が歯磨き中に転んでしまって歯ブラシを喉に刺してしまうというような事故など、余り知られてはいないけれども危険性が非常に高いという事故につきまして消費者に注意喚起を実施しておるところでございまして、これも継続的に進めてまいりたいと思っております。

それから、消費者安全調査委員会、いわゆる事故調査委員会でございますが、こちらの方も、事故原因の科学的な調査を行いまして知見を得て再発防止策を提言していくということをやっております。

消費者の誤使用あるいは注意不足というふうに理解されるがゆえに、製品でありますとかサービスそのものに起因をする事故ではないというふうに思われてしまっているというような事故を掘り起こしていきまして、この調査を進めることによりまして事故防止、再発防止に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○太田房江君 消費者安全調査委員会から報告されている事例はそれほど多くはないと思われまして。せっかく立派な機能を持った委員会でございますから、十分活用していただくようお願いをしておきたいと思っております。

次に、高齢者や障害者に係る問題ですけれども、国民一人一人が生きがいを持って、そして希望の持てる社会をつくっていくためには、消費者安全法も一部改正になりましたけれども、高齢者や障害者に対する地域の見守り力というものを強化していく地道な努力が必要であると考えます。

消費者庁では、高齢者や障害者を消費者被害から守っていくためにどのような取組が行われているのでしょうか。

○政府参考人（服部高明君） お答えさせていただきます。

高齢者、障害者の消費者被害を防止し、安全、安心を確保する観点から、御指摘いただきました改正消費者安全法で規定されております消費者安全確保地域協議会を活用した地域の関係者で見守る仕組み、これはとても重要であると認識をしております。この認識の下で、現在、国会での御審議、また両院の附帯決議を踏まえまして、平成 28

年度の改正消費者安全法の施行に向けて、消費者行政ブロック会議等の場を活用し、地方自治体等の関係者への説明や先進的な取組事例の収集などを行っているところでございます。

今後も、個人情報の適切な利用と保全との両立を含め、消費者安全確保地域協議会の活動の実施に資するガイドラインを作成するとともに、効果的な取組事例を提供するなど、地方自治体の皆様方に消費者安全確保地域協議会の設立を働きかけてまいる所存でございます。

○太田房江君 是非よろしく願いをいたします。

今、各委員会で、あるいは本会議の場でもそうですけれども、消費税上げの問題が大変大きな議論になっております。アベノミクスの成功の現下の最大の課題、これは何と申しましても個人消費の拡大ということであろうかと存じます。

そういう観点からいたしまして、消費者行政もこの個人消費の拡大に役立っていく、資するということが大変重要になっていると思いますけれども、このためには、消費者行政においても、一定の選択と集中と申しますか、重点化を図って、当該分野で消費者教育に力を入れるといった創意工夫も必要になっているのではないかと思います。

もちろん、これまでも消費者の関心の高いテーマが消費者庁において取り上げられ、政策として形作られていったわけでございますけれども、これを先取りする形で、あるいは、より明確に社会への発信を含めて選択と集中、重点化ということを行っていくことが現在の消費者行政に求められている、あるいは300名余しかおられない消費者庁の存在感を増していくために必要なのではないかと考えるわけです。

今、高齢者や子供たちに対する事故の実態の報告がございましたけれども、こういった弱い立場にある消費者への対応など、時代の要請に即した政策に重点化をするということによって、消費者庁が事業所管官庁や地方自治体への司令塔として役割をより明確に果たしていく、そして消費者行政への国民の信頼を高めていくということが必要なのではないかと考えます。

消費の拡大が急務となっております今、消費者担当大臣として消費者行政を今後どの

ように推進していかれるのか、大臣の御決意を伺いたいと存じます。

○国務大臣(有村治子君) 今、太田委員から選択と集中というお話をいただきました。質問時間の関係で、極めて短い答弁になることは大変恐縮でございます。

消費者行政及び食品安全は極めて重要な分野だと認識をしております。私も現在、内閣で七つの所管をいただく国務大臣になっておりますが、この分野が極めて大事だというメッセージを出す、出したい、その思い一心で、9月4日の初登庁は消費者庁にまず初登庁をさせていただき、そして9月17日、大臣として現場の御意見を聞く初めての地方出張は静岡市の消費生活センターに赴くということで仕事をスタートさせていただきました。

やはり高齢者、そして子供の事故防止について、注意喚起、事故原因の究明、再発防止の提言に積極的に取り組んでいかなければならないと思います。その意味では、消費者、賢明な消費者を育成するための重点的な取組として、消費者教育、被害に遭わない消費者、主体的かつ合理的な意思決定ができる自立した消費者を育成していくためのこ入れをすることが重要かと認識をしております。

委員が御指摘いただきましたように、消費者の安全、安心を確保する消費者行政は、消費の拡大、ひいては経済の好循環を牽引していくためにも極めて重要な役割を担っていると私も認識をしております。国民一人一人に貢献できる消費者行政を目指してまいります。

○太田房江君 大臣、丁寧な御説明をありがとうございました。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございます。